

令和6年第1回見附市教育委員会定例会 議事録

- 招集日時 令和6年2月19日（月）14時00分
- 招集場所 見附市役所 4階402会議室
- 会議に付した議件
- 議第1号 専決処分について（令和5年度みつけこども応援臨時給付金支給事業実施要領の制定について）
- 議第2号 専決処分について（令和5年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について）12月20日付
- 議第3号 専決処分について（令和5年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について）1月1日付
- 議第4号 学校医の委嘱および解嘱について
- 議第5号 見附市こども・子育てどまんなか条例の制定について
- 議第6号 教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第7号 見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第8号 見附市立学校配置等検討委員会設置要綱の制定について
- 議第9号 見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定について
- 議第10号 見附市母子保健推進員活動事業実施要綱を廃止する要綱の制定について
- 議第11号 見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について
- 議第12号 見附市乳幼児健康診査実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制

定について

議第13号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定
について

議第14号 見附市ファミリー・サポート・センター事業活動助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第15号 見附市一時保育事業実施要綱を廃止する要綱の制定について

議第16号 見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第17号 見附市立保育園延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第18号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第19号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第20号 令和5年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

議第21号 令和6年度見附市一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について

議第22号 教職員（管理職）人事の内申について

○出席者（5名）

教 育 長 渡 邊 茂 夫

委 員 小 林 弘 武

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋木可奈子

委 員 武田信一

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長 近藤芳生

学校教育課長 佐藤昌弘

こども課長 鈴木浩

市民部長兼まちづくり課長 大野務

教育総務課長補佐 岩崎済

学校教育課長補佐 關拓也

こども課長補佐 橋和紀

こども課長補佐 榎本摂子

副主幹兼総務管理係長 山谷一憲

○傍聴者（1名）

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和6年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「12月市議会定例会一般質問について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告1「12月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、信賀議員、小坂井議員、樺澤議員、佐々木議員の4名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、信賀議員から「コミュニティバス利用の中学生以下無料化事業について」質問がありました。

小学生は、子どもだけで学区外に出てはいけないルールがあるために、コミュニティバスの利用には常に保護者の同乗が必要で、バス利用の一つのハードルになっているのではないかということについて、学校では様々な約束事があり、学区外に出てはいけないというルールも学校によっては設けられていると思うが、保護者が許可した場合であれば、子ども同士の利用も可能であると答弁いたしました。

次に、小坂井議員から「教師の長時間勤務改善について」質問がありました。

教職員の勤務時間の管理については、市立学校の教職員の勤務時間を適切に把握、管理する方法として、各学校に出退勤管理システムを導入し、市の目標として、時間外の勤務時間の目標を1か月45時間以内、1年間で360時間以内とし、特に1か月80時間、1年間で720時間を超える教員をゼロにするために学校がこれまで抱えてきた業務を見直し、適正な業務内容を保護者等に周知するなどして、少しでも子どもたちのために教師が適切に向き合える環境を整えていけるよう、市としても学校現場と連携し、学校の働き方改革を推進するためには、見附市の強みである地域総がかりの取組を生かし、学校を支えるための環境を整備したり役割分担を考えたりすることが大切であると答弁いたしました。

次に、樺澤議員から「時代変化に順応する学校教育環境について」質問がありました。

部活動の地域移行については、令和5年度に卓球とソフトテニスをモデル種目として地域クラブ活動を開始し、令和6年度、令和7年度に地域クラブ活動の種目をさらに拡大することで休日部活動の地域移行を完了することを目指しており、令和6年度に文科系の創作活動等を中心とした地域クラブ活動を開始できるよう、関係者と協議を行っていること、また種目ごとに地域クラブ活動実施に向けた課題は異なることから、引き続き丁寧に関係者と協議を行いながら、子どもたちが多様なスポーツ、文化活動を自分の興味関心に応じて自由に選択できる環境を整備し地域が子どもたちの受皿として、活動できる場として充実していくことを目指していくたいと答弁いたしました。

今後の学校再編については、タウンミーティングをはじめ、様々な場面でお寄せいただいた市民からの声を総合的に判断した上で、少子化への進行が避けられない状況の中で、5年後、10年後、さらにその先を見据えたとき、小学校、中学校、それぞれにおいて、見附市としてどのような教育環境を整えていくべきか、目指す

べき教育環境の全体像やその実現に向けて望まれる支援のポイント、また学校統廃合や学区の在り方などの具体的な手法まで、あらゆる可能性を排除することなく、教育環境を議論する場を設置することが必要かどうかについて、1月に予定している総合教育会議において協議していく予定であると答弁いたしました。

最後に、佐々木議員から「デートDV予防対策について」質問がありました。

3月議会後のデートDV対応については、10月にデートDV防止講演会の事前講習会を実施し、男性7名、女性19名の計26名の参加があり、高校生を対象とした講演会には、男性6名、女性14名、未回答8名の計28名の参加があり、いずれも「とても参考になった」「参考になった」と非常に好評を得るとともに様々な意見感想をいただいたと答弁いたしました。

また、現場での具体的な予防対策については、市では、校長会において性犯罪、性暴力を防ぐ必要性について各校に指導し、生命の安全教育を着実に行うように指導するとともに、生命の安全教育では、デートDVに関する内容を市内の中学校において実施し、プログラムの中でデートDVを取り上げ、性被害、デートDVの要因や具体的な事例から自分が被害に遭ったときの行動、相談先等について生徒に教え、また講師の助産師が指導のために作成したスライド資料を用いて授業を行うことで、文部科学省の指導用教材で示されているよりよい人間関係、性的暴力とは何か、被害に遭ったときの対応といった点と関連づけられ、要点を押さえた指導を行っていますと答弁いたしました。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告2「学校給食費の改定について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告2「学校給食費の改定について」ご報告いたします。

令和5年4月1日から給食費を8年ぶりに改訂しましたが、ウクライナ情勢による光熱費高騰や食材価格の上昇が続く中、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制などにより、献立内容を維持することが困難な状況となっています。

このような状況から、引き続き児童生徒の心と体が大きく成長できるよう安全で安心な学校給食の提供を行うため、今年度に続き令和6年度も給食費の改定を行う予定です。

改定額ですが、令和6年4月から提供する1食当たりの給食費を前年度比で約9.5~9.6%、小学校で28円、中学校で32円の値上げ予定です。これにより、1食当たりの給食費が小学校で290円から318円に、中学校で336円から368円となります。

影響額についてですが、年間給食回数を200回で試算しますと、小学校で年間5,600円（月560円）、中学校で年間6,400円（月640円）の負担増となります。

給食費の改定額についてですが、令和2年消費者物価指数（食料）を100とした際の、令和5年5月から10月の消費者物価指数（食料）の平均上昇率13.7%を参考に改定額としています。

以上であります。

教育長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

消費者物価指数の変化を参考にして算定したとの説明ですが、令和5年の平均上昇率13.7%に対し、見附市では前年度比で約9.5~9.6%と少し開きがあると思いますが、これはどう考えれば良いでしょうか。

教育部長

消費者物価指数の比較が、令和2年（2020年）を100として上昇率13.7%、一方去年の金額に対して9.5~9.6%ですので、前から比べるとほぼ同じ上昇率であるとご理解いただければと思います。

武田委員

今回の値上げは「必要なものである」という認識で良いでしょうか。

教育部長

今回の値上げは、食材費の値上げに対するものであります。この半年間の値上げ幅の見込みであれば、来年度一年間は、現在と同じ食材レベルで提供できると見込んでいます。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、次に、報告3「令和6年能登半島地震の被害等について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告3「令和6年能登半島地震について」ご報告いたします。

令和6年1月1日午後4時10分に発生した能登半島地震における市内教育施設等の被害について報告します。

まず教育施設・子育て施設等の被害についてですが、市内小学校・中学校及び特

別支援学校での主な被害は、

- ・今町中学校において、廊下窓枠破損、トイレ排水管断裂
- ・南中学校において、体育館ガラス破損
- ・田井小学校において、駐車場花壇亀裂・ゆがみ

が確認されており、年度内に修繕を予定しています。

給食センター、教育センター、公立保育園、子育て支援センター、プレイラボ等の施設において、大きな被害等はありませんでした。

次に、児童生徒等の被害についてですが、各学校、各施設とも冬休み期間中および年末年始休業中でしたので、登校・登園している児童・生徒・園児および来場者がいなかつたことから、人的被害はありませんでした。

また、市内中学校に通う中学生が、母親の実家である石川県珠洲市にて被災し、「挫滅症候群」「右大腿筋挫傷」のため加賀市内の病院に入院し、現在は見附市の自宅にて治療中です。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、次に、報告4「財産の無償譲渡及び無償貸付について」を子ども課長より報告願います。

こども課長

報告4「財産の無償譲渡及び無償貸付について」説明いたします。

財産の無償譲渡及び無償貸付の理由ですが、見附市公立保育園民営化等実施計画に基づく、名木野保育園及び漆山保育園の民営化に当たり、民営化後における安定

的な保育事業の運営に資するため、保育園の建物の無償譲渡及び土地の無償貸付を行ふものです。

譲渡及び貸付の内容ですが、譲渡する財産は名木野保育園及び漆山保育園の建物で、名木野保育園の建物の構造は鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積521.06平方メートルです。

漆山保育園の建物は、木造平屋建てで延べ床面積337.05平方メートルです。

譲渡予定価格は無償としております。

譲渡する相手方は、長岡市新栄町3丁目3番13号、社会福祉法人芳香稚草園 理事長、佐藤義尚 氏です。

譲渡の条件ですが、譲り受けた建物を児童福祉に資する施設以外の用途に使用しないこととしております。

次に、貸付を行う財産ですが、対象とする土地は名木野保育園の保護者駐車場用地及び漆山保育園の敷地で、名木野保育園は、所在が見附市名木野町3144番地16、面積が506.58平方メートル、漆山保育園は、所在が見附市漆山町936番地8、面積が1,240.08平方メートルです。

貸付予定価格は、無償で貸し付けることとしております。

貸付の相手方は、長岡市新栄町3丁目3番13号、社会福祉法人芳香稚草園 理事長、佐藤義尚 氏でございます。

貸付の条件ですが、借り受けた土地を児童福祉に資する施設以外の用途に使用しないこととしております。

なお、名木野保育園園舎の敷地については、借地であり、引き続き市が借用いたします。

今後のスケジュールですが、3月議会で、地方自治法第96条第1項第6号に定める議会承認を受けた後、年度内に、相手方との建物等無償譲渡契約及び土地使用

貸借契約の締結をする予定です。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第1号「専決処分について（令和5年度みつけこども応援臨時給付金支給事業実施要領の制定について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第1号「専決処分について」説明します。

令和5年度「みつけこども応援臨時給付金支給事業実施要領」の制定につきまして、専決第24号のとおり、令和5年12月20日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

令和5年度「みつけこども応援臨時給付金支給事業」は、長引くエネルギー、食料品価格等の物価高騰を受け、生活に大きく影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減する目的で、市独自の支援策として実施するものです。

速やかに支給し、子育て世帯を支援したいために、令和5年12月市議会において追加議案として補正予算を提出し承認をいただきました。

事業の概要ですが、中学生以下の子どもを対象に、子ども1人当たり2万円を保

護者に支給するものです。対象となる子どもは、平成20年4月2日以降生まれで、令和5年12月31日時点の見附市の住民基本台帳に登録されている方、約4,500人です。支給対象者のうち、令和6年1月分の児童手当を見附市から受給する方にはプッシュ型で給付し、公務員などは申請を受けての支給となります。1月下旬に対象世帯に案内等を発送済みで、2月下旬に支給を開始する予定です。

説明は以上です。

教 育 長

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第2号「専決処分について（令和5年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について）12月20日付」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第2号「専決処分について」説明します。

令和5年度一般会計補正予算のうち教育関係予算につきまして、専決第25号のとおり、専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

専決日は令和5年12月20日です。専決金額は9,100万円、財源としましては、全額国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものです。

3款民生費2項1目、児童福祉総務費9,100万円の増額は、議第1号で説明いたしました「みつけこども応援臨時給付金支給事業」を実施するための経費として、対象となる中学生以下の子どもの保護者に対し、子ども一人当たり2万円を支給する交付金9,000万円及び事務費100万円を計上しています。

以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第3号「専決処分について（令和5年度一般会計補正予算のうち教育関係予算について）1月1日付」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第3号「専決処分について」説明いたします。

令和5年度一般会計補正予算のうち教育関係予算につきまして、1月1日付で

専決処分しましたので、ご承認をお願いするものです。

専決内容についてですが、専決日は令和6年1月1日で、金額は教育費関係として1,090万円であります。

教育総務課関係予算ですが、11款災害復旧費3項1目、教育施設災害復旧費1,090万円の増額は、田井小学校、今町中学校、南中学校その他の修繕費を計上しています。

財源としましては、国負担金と起債によるものです。

以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

小倉委員

事業の概要について、田井小学校、今町中学校は補助、南中学校は単独ということですが、補助というのは、学校の負担が生じているということでしょうか。

教育部長

災害復旧における補助採択の要件ですが、1つの学校につき40万円以上の修繕費がかかるものが補助対象になります。補助率は国が3分の2、残りの3分の1が起債でまかなうことになっております。修繕費が40万円に満たないものは単独の災害復旧費ということで、起債に対して国から交付税が入るという組立になっています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第4号「学校医の委嘱および解嘱について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第4号「学校医の委嘱及び解職について」ご説明いたします。

見附小学校の学校医、小林欣也さんが、令和5年度末をもって学校医を辞職したい旨の申し入れがありました。それに伴い、見附市南蒲原郡医師会より後任者として適切な者の推薦がありましたので、小林欣也さんを令和6年3月31日付けで解職し、後任として、土谷修一さんを令和6年4月1日付けで委嘱するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第5号「見附市こども・子育てどまんなか条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第5号「見附市こども・子育てどまんなか条例の制定について」説明します。

議案資料の説明の前に、条例の趣旨やここまで経緯、本条例案の特徴について説明させていただきたいと思います。

条例制定の趣旨ですが、子ども・子育て支援の基本理念を定め、行政、保護者はもとより、市民、学校等、事業者のそれぞれの役割を定め、地域社会全体で、子ども・子育て支援に取り組む機運を高めることを意図したものです。

条例案は、11月と12月に行った、関係団体や事業者、市民委員を含む条例制定検討委員会で議論を行い、素案をまとめました。その後、さらに30日間のパブリックコメントでの市民意見を反映して条例案を作成いたしました。

条例案の名称は、検討委員会での議論を反映したものになっており、「見附市こども・子育てどまんなか条例」となっています。

条例案の特徴としては、こどもから大人まで色々な方に知ってもらい、親しんでもらえるよう「です・ます調」の条例としています。見附市の条例としては初のものとなっています。

また、前文で、これまで見附市が行ってきた「共創郷育」などの地域ぐるみでの取組に触れているほか、条例制定検討委員会委員から意見の出された「子どもたちと地域の交流を大切にしたい」という思いを反映させ、条文の中で「地域との交流」

を強調しているところが、特徴的なところととらえております。

この条例案は、本教育委員会でご承認をいただけましたら、3月市議会に提出し、制定を目指したいものです。

次に、条文を説明します。

前文では、条例制定の趣旨を説明しています。子どもは権利の主体として尊重されるべき存在であること、子どもを社会の「どまんなか」において社会全体で子どもや子育てを支えることを記述し、「みつけに育ってよかったです」「みつけに住みたい、住んでよかったです」と思えるまちの実現を目指すとしています。

第1章は総則で、第1条はこの条例の目的について、第2条はこの条例で用いる用語の定義について、第3条は施策を進める上での基本理念について、規定するものです。

基本理念としては4つ規定しており、第1号は子どもの権利を尊重し、養護すること、第2号は子どもたちの意見を尊重すること、第3号は安心して子どもを産み育て、成長に喜びを実感できる環境を確保すること、第4号は子ども子育て支援にそれぞれの主体が役割を認識して、連携して行うことを基本理念とするものです。

第2章では、地域社会等の役割として、第4条から第8条において、市、保護者、市民、学校等、事業者のそれぞれが果たすべき役割について規定するものです。

主なところでは、第4条で、市は総合的な施策を実施し、地域社会のそれぞれの主体が役割を果たせるよう必要な支援及び調整をおこなうこととしています。

第6条で、市民の役割としては、地域の子どもに关心を持ち、地域において子どもと積極的に交流し、地域とのかかわりの中で健やかに育つ環境づくりに努める、と定めています

また、第8条で、事業者の役割としては、仕事と子育てを両立できるよう就労環境の整備に努めているほか、子どもの育ちや子育てを応援するよう努める、

としています。

第3章では、「子ども・子育てを支える環境づくり」として、第9条から第14条まで、環境づくりのために市が実施する項目について規定するものです。

第4章では「子ども・子育てを支える施策の推進」として、第15条から第17条において、市は計画を策定し施策を推進していくこと、第18条で財政上の措置を講ずるよう努めること、第19条で広く広報及び啓発を行うことを規定するものです。

第5章は雑則で、第20条で、この条例の施行に関して必要な事項は別に定めるとしています。

附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

小林委員

条例の名称について、「どまんなか」というのはどういう意味が込められているのでしょうか。

こども課長

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」を合言葉に取組を進めています。また、見附市は新潟県の「どまんなか」ということで、これまで市のPRや様々な施策につなげてきました。子どもや子育てを意識の「まんなか」に置いて、様々な取組を進めていきたい、という思いを込めて、この名称にしたところです。

小林委員

そのことを丁寧に説明しないと、市民には分かりづらいと感じました。

こども課長

前文の中で、「子どもを社会のどまんなかに置きながら」ということを説明しています。また、これと一緒に解説を付けたパンフレットを配布し、皆様のご理解を得たいと思っておりますが、その中では「見附は新潟県のどまんなか」ということも加えて説明したいと考えています。

齋木委員

まず原案があつて、そこから皆さんのが声を広く集めて、この条例案に至っていると思いますが、市民から意見を集めた中で、「皆さんのこの意見が、条例案のこの部分に反映されました」という部分があれば教えてください。

こども課長

パブリックコメントを1か月間行い、4名の方から25件のご意見をいただきました。その中で、条文の整理の部分で「市がやるべきことは義務的に書くべきだ」「市民が主体になることは努力義務的に書いた方が良いのではないか」という提案をいただきましたので、その辺りを整理しています。

また、パブリックコメントの中でご意見いただいた「前文のところが分かりにくい」など細かい部分を反映しています。

原案を作成する時点で、制定検討委員会を入れて作成しております、その中では見附市ではこれまで「地域で子どもを育てる」ということをやってきたので、そういうことを表現してもらいたい、というご意見があり、その辺を反映しております。

教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第6号「教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第6号「教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

規則の一部改正の理由についてですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」における教育委員会が点検評価を行うための会の名称と、「学校教育法」および「学校教育法施行規則」における学校と直接関係を有しない専門家等による学校評価の会の名称が、ともに「第三者評価委員会」という名称を用いていることから、混同を避けるために名称について整理を行うため、規則の一部改正を行うものです。

条文について説明いたします。

規則第4条中の設置する会議の名称を第三者評価委員会から教育行政評価委員会に改めるものです。

附則におきまして、施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第7号「見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第7号「見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

初めに一部改正の理由ですが、子育て支援センターで実施している乳幼児の一時預かり事業について、令和6年4月1日から、在園児の利用を可能とする内容の利用対象者拡大を行うことに伴い、利用者自己負担額を増額する改正を行うものです。

改正内容を説明します。

第6条第1項で規定する1時間あたりの利用料を300円から400円とし、1時間を超えて利用した場合の30分ごとの利用料を150円から200円に改め、同条第2項で規定する、子育て応援カードを提示し利用した場合の1時間あたりの利用料を150円から200円とし、1時間を超えて利用した場合の30分ごとの利用料を80円から100円に改めるものです。

附則におきまして、この規則は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小倉委員

在園児の一時預かりというのは、どのようなケースが考えられますか。

こども課長

在園児とは、保育園に入園している子どものことを指しますが、例えば、その子を土日に預けたい場合、今まででは預けられないことになっていました。平日働いて土日にホッとひと息つきたい親御さんや、土日に行事に参加しなければならない方には、今まで対応できなかつたのですが、土日も預けられるようにし、利用者を拡大したいというものです。

小倉委員

それに準じて、未就園児も預かり料が値上がりするということでしょうか。

こども課長

利用料についてはその通りでございます。他市との利用料の比較を行い、この料金設定は高くはない、と判断したことと、市民の場合ほとんどが「子育て応援カード」を持っていいますので、その場合でも他市と比べて、むしろ安い金額でしたので、今回料金改定を行いました。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第8号「見附市立学校配置等検討委員会設置要綱の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第8号「見附市立学校配置等検討委員会設置要綱の制定について」を説明いたします。

制定の理由でございますが、1月の総合教育会議で協議いただき、市の目指すべき教育環境を議論する場の設置について必要であると確認いただいたことから、見附市の5年後10年後の教育環境を議論する場の設置に必要となる基本的事項について規程の整備を行うものです。

それでは、条文を説明いたします。

第1条では会議の設置目的について、第2条は所掌する事務について、第3条は組織の構成について、第4条は委員の任期について、第5条は委員長等について、第6条は会議について、第7条は意見の聴取等について、第8条は謝金の支給について、第9条は会議の公開について、第10条は守秘義務について、第11条は庶務について、第12条でその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるとしたものです。

附則におきまして、この要綱の施行期日を令和6年4月1日と定めるものでござ

います。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第9号「見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第9号「見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定について」説明いたします。

はじめに、要綱制定の理由ですが、令和6年4月施行の改正児童福祉法により新たに、子育て世帯訪問支援事業が創設されたため、事業実施のための要綱を制定するものです。

事業の概要ですが、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未

然に防ぐため、居宅を訪問支援員等が訪問し、家事・養育に関する援助及び育児に関する情報の提供等を行うものです。

条文について説明します。

第1条で本要綱の趣旨について、第2条で実施主体について、第3条で利用対象者について、第4条で訪問支援員の要件について、第5条で利用申請等について、第6条で利用の取消について、第7条で費用の負担について、第8条で実績報告について定めています。

第9条では、その他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるとするものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第10号「見附市母子保健推進員活動事業実施要綱を廃止する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第10号「見附市母子保健推進員活動事業実施要綱を廃止する要綱の制定について」説明します。

母子保健推進員活動事業につきましては、昭和55年から、地域に密着した母子保健活動の推進を図るために、地域の助産師、保健師、看護師及び母子保健に熱意のある方を選任し活動を行ってきました。活動は主に、母子保健推進員が地域の妊娠婦宅を訪問し、健康診査及び保健指導の受診勧奨やその他の情報提供を行い、あわせて育児不安などの相談を受けるというものです。

しかし、近年の社会情勢として、インターネット等を通して情報把握をする妊娠婦が増える一方、母子保健推進員の訪問をこころよく思わない方も多くなってきました。また、令和2年度からのコロナ禍を受け、活動を一時中止している間に母子保健推進員の人数も減少し、これまでと同じ活動が困難となりました。

こうした状況から、母子保健推進員の方たちとの協議も行い、検討した結果、今年度末をもって、母子保健推進員活動事業を終了することとし、本要綱を廃止するものです。

附則におきまして、この要綱は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小林委員

先ほどの議第9号「見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定」と、この議第10号は、何か関連はありますか。

こども課長

直接的な関連はありません。議第9号「見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定」は、困っているご家庭に対して援助するものであり、一方、この議第10号の活動は、市から訪問する形の活動です。今まで、母子保健推進員がご家庭の様子を聞いてきた、ということがあったかも知れませんが、活動として同じことをやっているかといえば、そうではありません。

武田委員

この活動を廃止するということは、母子保健推進員が訪問する活動が無くなるということですか。例えば、ヤングケアラーに陥った家庭の情報などは、どこから入手する想定でしょうか。

こども課長

色々なところから情報は入ってきます。例えば「要対協」という要支援者を見守る協議会があり、保育園や学校など色々なところからの協力で情報をいただく形になっています。

もしヤングケアラーの方が助けを求めているという情報があれば、議第9号で説明した「見附市子育て世帯訪問支援事業」で訪問し支援できるようになっています。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第11号「見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第11号「見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について」説明します。

現在、歯科保健の一環として、フッ化物洗口事業を実施している私立保育園等に対して「見附市フッ化物洗口事業補助金」を支出していましたが、国の要綱改正に伴い、対象経費が、補助金ではなく委託料と定められ、対象園と委託契約のもと委託料として事業経費を支出することとなったことから、当該補助金の交付を定める本要綱を廃止するものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第12号「見附市乳幼児健康診査実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第12号「見附市乳幼児健康診査実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、国の「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の改定を受けて、令和6年度より、「1か月児健康診査」にかかる費用の公費負担を開始することに伴い、要綱を整理する必要が生じたものです。

改正内容ですが、健康診査の種類を定める第2条に、第2項を加え、乳児一般健診の回数を定め、1か月健診、4か月健診、7から8か月健診を想定した3回以内と規定するものです。

第5条を第6条とし、新しい第5条で検査費用の払戻しを規定するものです。

また、健康診査の種類を定める別表を整理し、乳児一般健康診査をひとまとめに表記する改正等を行うほか、別記様式を加えるものです。

附則において、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第13号「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第13号「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、主に、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点からの産後ケア事業の拡大及び、自己負担額の見直しを行うものです。

主な条文を説明します。

第4条では、産後ケア事業の一つとして「日帰り型」を加え、第5条で、その実施場所を定め、第6条で「日帰り型は1人5日まで」と定めるものです。

第10条で、産後ケア事業において、通所型で乳房ケアを行う場合及び看護型の自己負担額を2,200円から1,000円に改め、ヘルパー型の自己負担額を550円から570円に改め、日帰り型の自己負担額を1日2,000円と定めるものです。

負担額の改正は、他市との料金比較による減額と、ヘルパー型の委託先であるシルバーパートナーセンターの料金値上げに伴うものです。

その他、第7条と別記様式第1号から第5号まで、必要な改正を行うものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第14号「見附市ファミリー・サポート・センター事業活動助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第14号「見附市ファミリー・サポート・センター事業活動助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

要綱改正の理由ですが、ファミリー・サポート・センターのスタッフを安定的に確保する観点から、提供会員が相互援助活動を行った場合の活動報酬を令和6年度より、1時間当たり700円から900円に増額することを予定しています。

提供会員に渡る活動報酬は、利用者からの負担金と市からの助成金の合算となつ

ており、利用者負担金は、近隣市のファミリー・サポート・センターの負担金との比較から、1時間当たり500円と据置くことから、同要綱の別表を改め、市からの1時間あたりの助成金の額を200円から400円へ増額する改正を行うものです。

附則において、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上となります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

齋木委員

私は、このファミリー・サポート・センターには大変お世話なつていて、提供者が常に足りないという状況は知っていたのですが、サポートを受けたい側とサポートができる側とのバランスや、サポートを受けられなくて断っている状況などはどうなっていますか。

こども課長

これは、サービスを受けたい側とサポートできる側のマッチングをおこなつてゐる事業で、今は正確な数字は持ち合わせていませんが、受けられないという事例はあります。ただ、今要望が来ているものに関しては、一部受けられない事例もあるようですが、概ねマッチングできているようです。

サポートできる会員を増やすことももちろん必要ですが、このファミリー・サポート自体、受けたい側とサポートできる側の両方が縮小傾向ですので、この取組全体を盛り上げていく必要はあると思っています。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第15号「見附市一時保育事業実施要綱を廃止する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第15号「見附市一時保育事業実施要綱を廃止する要綱の制定について」説明します。

要綱廃止の理由ですが、一時保育事業は、一時的、緊急的に児童を保育できなくなる保護者への支援として、現在、一部の公立保育園及び私立保育園等で実施しています。令和6年4月1日にその一つである名木野保育園を民営化することに伴い、市が公立保育園や子育て支援センターで行っている一時保育事業及び一時預かりの事業を整理し、見直しの検討を行いました。

その結果、私立保育園等の一時保育事業及び子育て支援センターの一時預かり事業で、今後も市内全体の供給量を賄うことができるものと考え、公立保育園での一時保育事業を終了することとし、当該要綱を廃止するものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 16 号「見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 16 号「見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

要綱改正の理由ですが、現在、見附市子育て応援カード事業実施要綱に基づき、一部の公立保育園及び一部の私立保育園等において、子育て応援カード提示により病児・病後児保育及び一時保育の利用負担金を半額にするサービスを行っています。私立保育園等での割引き分については、本補助金交付要綱に基づき、市が私立保育園等に対して補助金として支出し、半額サービスの実施を促してきました。

令和 6 年度から、公立保育園での一時保育事業を終了することに伴い、私立保育園等が実施する一時保育を対象とした当該補助金についても終了し、本要綱の一時保育に関する部分を削る改正を行うものです。

主な改正内容ですが、当該要綱の題名を「見附市病児・病後児保育室事業利用者支援補助金交付要綱」に改めるほか、一時保育に関する事項を削り、併せて表記の修正を行うものです。

附則において、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上となります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第17号「見附市立保育園延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第17号「見附市立保育園延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の内容ですが、令和6年度に名木野保育園を民営化することに伴い、当該要綱の別表中、名木野保育園の項を削るもので

附則におきまして、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第18号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第18号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、葛巻小学校区及び新潟小学校区の放課後児童クラブへの入会希望者が増加したため、それぞれの小学校区に放課後児童クラブを新設するものです。

改正内容ですが、放課後児童クラブの名称及び実施場所を定める別表に、「第二ひだまりキッズクラブ」及び「ハートキッズクラブ」の項を加えるものです。

附則において、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第19号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

子ども課長に説明を求めます。

こども課長

議第19号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の主な理由ですが、関係機関等との連携及び協力体制の更なる推進を図るため、本協議会において組織する代表者会議並びに実務者会議の構成員に新たな機関を加えるものです。

改正内容ですが、代表者会議の構成員を定める別表第1及び、実務者会議の構成員を定める別表第2を改めるもので、代表者会議の構成委員に見附市消防本部を加

え、見附市母子保健推進員を削り、実務者会議の構成委員に見附市市民税務課（市民相談担当）を加え、別表第1及び別表第2の関係機関の種別の項目を削るもので
す。

附則としまして、この要綱は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第20号「令和5年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関
係予算の原案について」を議題とします。

教育部長、学校教育課長、こども課長の順に、それぞれ関係部分の説明を求めま
す。

教育部長

議第20号「令和5年度一般会計補正予算案（見積書）のうち教育関係予算の原
案について」を説明いたします。

まず、教育総務課分でありますが、10款1項2目、事務局費75万4千円の増

額であります。南中学校区の市民団体「未来南杜の会」より、今後の見附市の教育施設整備に役立てて欲しいと寄附金をいただいたことから、同額を基金に積み立てるものであります。

次に、10款2項1目、小学校施設管理費4億9,838万円の増額であります。が、令和6年度に実施予定としていた、見附小学校の長寿命化計画「部位改修」の前倒し実施に伴う工事請負費4億9,809万4千円の増額と、スクールバスの物損事故に伴う自動車損害賠償金28万6千円の増額をお願いするものであります。

以上でございます。

学校教育課長

学校教育課関係の補正予算について説明させていただきます。

10款2項2目、小学校教育振興費のうち、小学校就学援助費補助事業費440万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

補正の理由でありますが、原油価格などの物価高騰による子育て世代の経済的負担軽減を目的とした学校給食費の無償化を全生徒対象に実施することに伴い、就学援助費の学校給食費支給額（2学期分）が0円となるため減額し、予算要求時の見込積算人数と実際の申請者数の差異により減額し、全体として執行残相当額（見込）を減額するものでございます。

次に、10款3項2目、中学校教育振興費のうち、中学校就学援助費補助事業費441万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

補正の理由でありますが、原油価格などの物価高騰による子育て世代の経済的負担軽減を目的とした、学校給食費の無償化を全生徒対象に実施することに伴い、就学援助費の学校給食費支給額（2学期分）が0円となるため減額し、予算要求時の見込積算人数と実際の申請者数の差異により減額し、全体として執行残相当額（見込）を減額するものでございます。

以上でございます。

こども課長

こども課関係部分を説明します。

3款民生費1項1目、ひとり親家庭等医療給付事業380万円の増額は、新型コロナ5類移行後に医療機関受診数が増加したことなどにより、医療費が当初の見込みより多く推移しているため、不足分を計上するものです。

3款民生費2項2目、私立保育所運営事業839万3千円の増額は、人件費を考慮した公定価格の改定が行われたためのものです。

3款民生費2項2目、認定こども園・小規模保育施設運営事業3,566万1千円の増額は、同じく、人件費を考慮した公定価格の改定が行われたためのものです。

3款民生費2項4目、児童手当等交付事業1,320万円の減額は、支給対象児童数が見込みよりも少なかったためです。

3款民生費2項5目、児童扶養手当等交付事業800万円の減額は、支給対象児童数が見込みよりも少なかったためです。

4款衛生費1項3目、子どもの感染症予防事業100万円の増額は、子宮頸がんワクチンの接種者数が増加したことなどにより、増額補正するものです。

4款衛生費1項4目、子どもの医療費助成事業1,540万円の増額は、新型コロナ5類移行後に医療機関受診数が増加したことなどにより、医療費が当初の見込みより多く推移しているため、不足分を計上するものです。

4款衛生費1項4目、妊産婦健康診査料助成事業370万円の減額は、想定よりも妊娠届け出が少なかったこと、及び産婦健診を2回分と見込んでいたが、1回のみ実施の医療機関がほとんどだったためです。

4款衛生費1項4目、養育医療給付事業85万円の増額は、養育を必要とする低出生体重児の出生が見込みよりも多いため、不足分を計上するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第21号「令和6年度見附市一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を議題とします。

教育部長、学校教育課長、こども課長、市民部長の順に、それぞれ関係部分の説明を求めます。教育部長からお願ひします。

教育部長

議第21号「令和6年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を説明いたします。

「3. 各会計別歳入歳出予算総括表」にありますように、令和6年度一般会計の当初予算につきましては、「189億1,000万円」となり、前年度比「1億4,900万円、率にして8.6%」の増となっております。

一般会計の他に、4つの特別会計と3つの企業会計の前年度比較を示しております。

「4. 一般会計歳入歳出予算事項別明細書」の歳出ですが、
教育委員会事務局の関連経費としては、こども課関連予算を含む「3款民生費」
が、前年度比で約1億2,511万円の減、率にして1.9%の減となっています。
また、教育総務課、学校教育課の関連予算であります「10款教育費」は、前年度
比で約11億8,778万円の増額、率にして76.4%の増となっております。
増額の主な理由は、名木野小学校長寿命化工事に係る工事請負費の増によるもの
であります。

「6. 一般会計歳入歳出予算の推移」では、平成27年度からこれまでの一般会
計予算の推移がグラフとして表示されております。平成30年度までは、大型事業
への投資により予算規模が上昇しておりましたが、令和元年度から令和5年度にか
けて実質予算においては大規模事業への投資に目途が付いた為、財政規模が平準化
していますが、令和6年度で学校長寿命化事業を実施することから増加しております。
なお、令和2年度に予算が大きく伸びているのは、ガス事業譲渡等の特殊要因
によるものであります。

「第5次見附市総合計画の基本目標を実現するための重点施策の概要」について
は、担当課ごとに、こども課、学校教育課、教育総務課、まちづくり課の順番で説
明させて頂きます。それでは、こども課から説明をお願いします。

こども課長

「1 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり」
「(1) 日本一健康なまちを目指します」
「① 健康寿命を伸ばすための健康づくりを推進します」では、
「子どもの感染症予防事業」7,711万8千円につきまして、予防接種法の定
期接種の対象となっているワクチンの接種に加え、任意接種であるインフルエンザ
ワクチンの接種費用に対しての助成を行うものです。

「小児生活習慣病予防事業」 354万5千円につきましては、小学4年生、中学1年生を対象に血液検査及び血圧健診による生活習慣病健診を実施し、事後指導として食生活の改善指導をはじめ、健診結果により要指導となった児童生徒には個別の指導を実施するものです。

「(2) だれもがいきいきと暮らせるまちを目指します」

「⑥ だれもが I C T を活用できる環境整備を推進します」では、

「保育園業務支援システム運用」 177万円につきまして、保育園の登降園管理や連絡事項等をW E Bで管理することにより保護者の利便性の向上と保育士の業務軽減を図ります。

「4 人が育ち、人が交流するまちづくり」

「(1) 子育て環境の充実に努めます」

「① 仕事と子育てが両立できる環境を整備します」では、「公立保育所運営事業」、「広域入所児童運営委託事業」、「私立保育所運営事業」、「認定こども園・小規模保育施設運営事業」により、保護者のニーズに対応した保育を行います。

新規事業の「公立保育園遊戯室へのエアコン導入等」 1, 485万円は、遊戯室へのエアコン導入等を行い、園児が安全に体を動かせる環境整備を行うものです。

病気の回復期にある子どもをお預かりする「病後児保育事業」、小学生の放課後の健全育成のため、放課後児童クラブを開設し「放課後児童健全育成事業」に取り組んでまいります。

新規事業として「葛巻小学校区放課後児童クラブ改修工事」 1, 162万9千円を行い、令和6年度より葛巻小学校区と新潟小学校区に新たに「児童クラブ2施設を開設」します。開設準備に係る補助金として320万円を計上しています。「放課後児童クラブ I C T 化推進事業」と合わせて、円滑で安心できる児童クラブ運営に取り組んでまいります。

「養育支援訪問事業」106万円3千円についてですが、親に病気や障害があり、家事・育児に対する不安や負担を抱える家庭に対し、子育て経験者による育児・家事の援助を行っています。

「子育て短期支援事業」206万2千円は、様々な事情を抱えた保護者のレスパイトのため、お子さんを施設や里親などに宿泊させて預かる事業です。

「子どもの居場所運営事業」1, 594万8千円につきましては、プレイラボみつけの運営にかかるもので、主に小学校高学年を利用者が自発的に活動できるよう必要な職員を配置し相談業務を行うための費用です。予算としては、開設当初の備品の整備等が令和5年度で終わり、純粋に1年間の運営にかかる経費を計上するものとなっています。

「子どもの家庭支援員の配置」357万9千円は、新規事業として、こども家庭センターにおける児童虐待対応等の強化のために、社会福祉士や保健師等の資格を持つ職員を会計年度任用職員として雇用し、配置するものです。

「一時預かりの拡充」175万円は、これまで、利用対象としていなかった保育園在園児を一時預かりの対象とする利用拡大を行うもので、一時預かりスタッフである有償ボランティアをお願いする回数の増と、報酬の値上げを計上し、予算が増となっています。

「子育て支援事業補助金」839万8千円は、新規事業として、令和6年度に新設される、どろんこ保育園が、園内に子育て支援センターを設置するため、補助金により支援を行うものです。

「② 安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」では、「出産・子育て応援事業」3, 049万円につきましては、出産、育児などの見通しをたてるための伴走型の相談支援と経済的支援を組み合わせた事業であり、経済的支援としては、妊娠届出後の妊婦に5万円、出生届出後に子ども1人につき5

万円を給付するものです。

「子育て支援事業」においては、市内3か所にある子育て支援センターでの事業や、民間事業所からの協力をいただき実施している子育て応援カード事業等を実施するものです。一時預かりの拡充や新設こども園による地域子育て支援事業補助、会計年度任用職員の人事費増などのため、予算が増額となっています。また、次ページの「子育て応援カード利用者補助金」については、病児保育室・病後児保育室の子育て応援カード利用者に対し半額補助を行うものです。

「こども計画策定」500万円は、こども基本法において、市町村が策定するよう努めるものと定められたものです。令和7年度からを計画期間とする「第3期見附市子ども・子育て支援事業計画」等と一体的に策定するための費用を計上するものです。

「養育費確保支援事業」31万5千円は、離婚世帯への施策ですが、養育費を確実に受け取ることで、ひとり親世帯の生活の安定が図れるよう、養育費の決めに係る公正証書の作成費用等について補助を行うものです。

妊娠期から子育て世帯の経済的負担の軽減や疾病予防を図るために、「子どもの医療費助成事業」、「子どもの感染症予防事業」、一段飛ばして、「妊産婦健康診査料助成事業」、「妊産婦医療費助成事業」、「妊婦歯科健康診断事業」、「不育症医療費助成事業」、「不妊治療費助成事業」「妊婦の感染症予防事業」、「新生児聴覚検査費助成」を行います。

「見附版ネウボラ」ですが、妊娠・出産から育児まで切れ目のない様々な支援を展開しています。産前産後のサポートと産後ケア及び就学前までの児童発達支援を取り組むものであります。

「第3子以降保育料軽減の拡大（1・2歳児無償化）」757万2千円につきましては、新規に取り組むものとしまして、第3子以降の1・2歳児の保育料を無償化

し、多子世帯への経済的負担軽減を図るもので。この制度で新たに無償化の対象となる児童数は約45人。予算の内訳は、歳出増が567万7千円、歳入減が189万5千円となっています。

「出生お祝い品『おくるみ』贈呈事業」179万1千円ですが、地元産ニットの上質なおくるみを出生お祝い品として贈呈することで、地域全体で出生をお祝いする雰囲気をつくります。

「赤ちゃんの駅施設整備費補助事業」により、まちの駅や商店など外出先で授乳やおむつ替えなど気軽に立ち寄れる施設整備に対して20万円を上限に補助し、地域ぐるみで子育てしやすいまちを目指します。

「産後ケア事業」651万8千円は、拡充する事業で、従来の、助産師が居宅を訪問する「看護型」、ネウボラで相談・支援を行う「通所型」に加え、医療機関や助産所で行う「日帰り型」を追加して、出産後の母子の心身のケアや授乳・育児相談を行います。

新規で行う「1か月児健康診査支援事業」157万円ですが、これまで、自己負担で行っていた1か月児に対する健康診査の費用を助成するものです。

こども課の事業は以上でございます。

学校教育課長

学校教育課の令和6年度事業の概要をご説明いたします。

「(2) たくましく生きていく『生きる力』を育成します」

「① 確かな学力の向上を図ります」では、学習指導要領の趣旨の実現を図るために各校の実態に応じた「師がくの充実」は75万8千円を計上し、教育センター嘱託指導主事3名、外部指導者2名で、「主体的・対話的で深い学び」を具現するための授業改善、教員の指導力向上に努めていきたいと考えています。

学校部活動については、「中学校部活動外部顧問派遣事業」109万3千円を計上

し、教員の負担軽減を目指します。「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」とともに、部活動の地域連携を図っていきます。

「中学校英語検定受検補助事業」222万8千円につきましては、英語の学力向上、英語に対する学習意欲の向上をめざし、対象学年を全中学1年生と全中学3年生に拡充し、英語検定受検料を補助します。

「② 豊かな人間性と社会性の育成を図ります」では、「見附18年教育推進事業」574万4千円を計上し、0歳から18歳までの一貫した切れ目のない教育支援を行い、ふるさと見附を愛し世に役立つことを喜びとする子どもを育成するため、副読本「みつけ塾」の活用を図り、好事例を共有していきます。

新たな事業として、小・中・特別支援学校において、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力など、これから時代を生きていくために必要な力を育成するために、官民学が協働して「みつけJ.O.bチャレ教育（アントレプレナーシップ教育）」において18万5千円を計上して推進していきます。

「③ 健やかな体の育成と体力向上を図ります」では、部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を実施し、子どもたちのスポーツ活動の選択及び体験機会の確保を図ってまいります。令和6年度は野球、バレーボール、女子バスケットボールで「休日部活動の段階的な地域移行」を開始します。

「スマートウェルネスクール」では316万1千円を計上し、スマイルハンドブックの活用や中学生Eポート体験、フッ化物洗口等の歯科衛生を推進していきます。

次に、「(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」

「① 地域連携の充実を図ります」では、新しい生活様式に配慮し、「わくわく体

験塾」に52万円を計上し、開設講座の充実を図り、小学生にわくわく・どきどき・感動する体験を提供します。また、「スクールアカウンタビリティ in みつけ」は、令和6年度は、11月17日（日）に開催予定です。

「(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」

「① 多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります」では、「教育補助員の配置」に7,122万2千円を計上し、学校補助員を小中特別支援学校に37名を配置します。また、「スクールサポートスタッフの配置」に551万7千円を計上し、学校における事務的業務を補助的に行う教育業務支援員（スクールサポートスタッフ）を4名8校に配置します。教員の負担軽減を図り、児童生徒へのきめ細やかな指導に注力できる教育環境づくりを目指します。

就学援助事業については、国の基準に準じた支援を行っていきます。

「② 安心安全で快適な教育環境の整備を進めます」では、「重大事態対策委員会の設置」に6万1千円を計上し、いじめ等重大事態が発生した際に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うため、見附市重大事態対策委員会を設置いたします。また、「不登校児童生徒に対する支援の充実」に223万5千円を計上し、既存のすこやかルームを見附教育支援センターと名称変更し、公民館と併設するふるさとセンターに、ふるさと教育支援センター（すこやかルーム別室）を設置します。不登校児童生徒を、地域総がかりで支え、社会的自立をはかることを目的として、多様な学びの環境を構築いたします。

学校教育課は以上です。

教育部長

教育総務課分を説明いたします。

「4 人が育ち人が交流するまちづくり」

「(1) 子育て環境の充実に努めます」

「② 安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」

「学校給食費補助事業」では、1,719万4千円を計上しています。

令和4年度の実績は、対象者数246人、補助金交付額が1,089万1千円でした。今年度分は給食費無償化事業を実施したため交付額は減少する見込みですが、令和6年度は国からの物価高騰支援に対する交付金がない前提で計上してあります。

「(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」

「① 地域連携の充実を図ります」の「アースプロジェクト事業」278万2千円は、前年度比で12万9千円の減となっています。

「(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」

「① 多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります」の「小中学校通学支援事業」900万9千円、前年度比215万4千円の増ですが、オープンスクール通学補助金の他に、冬期に遠距離通学している地区の中学生のバス通学や小学1・2年生を対象に、1月・2月の登下校に要するバスやタクシー等の送迎費用を計上するものであります。ドライバー不足による委託費が高騰した影響によるものです。

「② 安心安全で快適な教育環境の整備を進めます」の「望ましい教育環境の検討」で186万5千円を計上いたしました。市の目指すべき教育環境の整備等について総合的な検討を行い、必要な提言を得るための学校配置等検討委員会を開催するものです。

同じく「名木野小学校長寿命化事業（工事）」で管理業務委託費とあわせて、10億7,274万3千円を計上いたしました。「学校施設長寿命化計画」に基づき、名木野小学校の長寿命化改良工事を令和6年から7年の2か年計画の継続費として行うものであります。

同じく、「給食用食器の入替」の481万3千円でありますが、給食で使用している食器の経年使用に伴う摩耗や破損等の入替を年次計画で行うもので、4年計画の

2年目であります。

「5 行政経営計画」

「(2) 収入の確保に努めます」

「学校給食センター使用料・貸付料収入」の3, 243万9千円ですが、給食センターが稼働していない時間帯に施設の一部を民間事業者に貸し出し、料金を徴収することにより学校教育施設の維持管理費の確保を図るものであります。

教育総務課分は以上でございます。

市民部長

それでは、令和6年度一般会計予算案のうち、まちづくり課の教育関係に関する主要事業予算についてご説明いたします。

「(2) たくましく生きていく『生きる力』を育成します」

「③ 健やかな体の育成と体力向上を図ります」についてです。

「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」の539万4千円ですが、部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境整備を進めるための経費であります。

「(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」

「② 文化財の保護と活用に努めます」についてです。

「耳取遺跡保存活用事業」の136万4千円ですが、耳取遺跡整備検討委員会を開催するための経費と地元団体による保存・活用事業を支援するための経費であります。

「(5) ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます」

「① 生涯学習を支援します」についてです。

「公民館自主事業」の424万5千円ですが、公民館自主事業の講座開催のための謝金などの経費であります。

「② 芸術・文化の充実に努めます」についてです。

「アルカディア音楽祭補助事業」の150万円ですが、市民合唱団などが出演する見附市的一大音楽祭として定着した事業を支援するための補助金であります。

「小中学生音楽鑑賞事業」の184万9千円ですが、見附市の音楽プロデューサーをお願いしている船橋先生の企画による小中学生音楽鑑賞事業の経費であります。

「地域文化クラブ活動体制の整備」の90万円ですが、文化系部活動の地域移行に向けた環境整備を実施するための経費であります。

次に「③ 市民一人1スポーツの実現に向けた取り組みを推進します」についてです。

「地域ジュニア競技育成事業」の63万円ですが、ジュニア層の選手の発掘・育成・強化を図るための補助金であります。

「総合型地域スポーツクラブ事業補助」の70万円ですが、見附市総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための補助金であります。

次に「(7) 定住・関係・交流人口を増やす取り組みを推進します」

「③ 国際交流を推進します」についてです。

「市民国際交流推進事業」ですが、市民の国際理解を深める講座等を開催する経費とコロナ禍で休止していたベトナム・ダナン市との交流事業を再開するための経費であります。

なお、ベトナム・ダナン市との交流事業の再開として、令和6年度は「ダナン市への中学生海外派遣の再開」を行う予定となっています。

また、「ダナン市への中学生海外派遣の再開」のための予算は、「市民国際交流推進事業費」の予算総額472万6千円のうち、466万6千円が中学生海外派遣に係る経費となっています。

まちづくり課の説明は以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

武田委員

貝喰川発掘調査事業は、終わったということですか。

市民部長

昨年は「教育関係」のページに「埋蔵文化財」として掲載しており、貝喰川発掘調査と市内の他の発掘調査で1億250万1千円を計上していました。今年は貝喰川発掘調査だけで、「防災関係」のページに掲載されて、「教育関係」のページに出ません。事業はまだ終了しておらず、事業費は約2億円です。「教育関係」のページではありませんので、説明は省かせていただきました。

齋木委員

中学校英語検定の受験補助事業についてですが、対象が中学1年生と3年生になっており、2年生が対象になっていません。補助ということは、全額でなく一部ということでしょうか。

学校教育課長

補助は全額補助ですが、中学1年生への補助の目的は、英語に興味を持つてもらうことです。3年生への補助の目的は、中学校での英語の学びの総決算として、どのくらい学びの力が付いたかを試してもらうことで、中学校の出口としての3年生の補助です。2年生については、その間、英語に関心を持った子どもたちに自分の力で頑張って欲しいと思っています。

齋木委員

学校によって、「補助を受けてはどうか」と積極的に周知する学校と、それほどでもない学校と差があるように感じます。せっかく予算を付けるのであれば、もう少し生徒たちが補助があることを知って、補助を利用するようにならアナウンス

があると良いと思います。

学校教育課長

確かに、学校によって受験数に差があるように思います。学校には、子どもたちに積極的に働きかけ、受験のチャンスを広げるよう、周知していきたいと思っています。

小林委員

名木野小学校の長寿命化改良工事について、予算は令和6年度と7年度にまたがって10億円ということでしょうか。

教育部長

名木野小学校の長寿命化改良工事は、2年計画ということで説明しましたが、令和6年度が10億7,200万円、令和7年度が約8億7,600万円、トータルで約20億円弱を予定しています。

小倉委員

冬季スクールバスの運用についてですが、今年度は少雪で道路事情も良く、歩いて登下校できそうな気がしますが、もう少し柔軟な運用で経費を節約するなどできないものでしょうか。

教育部長

柔軟な運用で経費節約できれば良いのですが、冬季間を通してこの金額ということになっています。休校などの場合は、運行中止もあり得ますが、降雪状況によって運行判断することは、受託業者側にとって経営リスクにもなるため、今のところ難しいということでご理解いただきたいと思います。

齋木委員

不登校児童生徒に対する支援の充実について、公民館にも教育支援センターができることによって、今不登校の子どもたちが公民館で学べるようになる、という事

業の予算でしょうか。

学校教育課長

不登校児童生徒が増えていることによって、学ぶ機会を多様化させる必要があると考えています。現在「すこやかルーム」や「訪問指導」という形で実施していますが、それに加えて、地域コミュニティの方々からも関わってもらうことで、子どもが外に出て学ぶことができ、元気がもらえる機会になるのではないかと考えています。

学び方や学ぶ場所を多様化するための支援のひとつとして捉えていただければと思います。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第22号「教職員（管理職）人事の内申について」を議題とします。

この議題につきましては、令和6年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議題の審議は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

本案の審議は「非公開」とすることとし、審議を進めることとします。

傍聴者はご退席願います。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、本議題に係る資料等につきましては、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配付させていただきますので、ご了承願います。

————— ここから非公開審議 —————

————— ここまで非公開審議 —————

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第22号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和6年第1回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

16時05分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

NO. 56

教 育 長

渡 邊 茂 夫

議事錄署名委員

小 不 不 弘 武